

聯合軍最高司令部

一九四五年九月二十四日

帝國政府に對する覺書（終戰連絡中央事務局經由）

日本軍隊より受領し且受領すべき資材、補給品、裝備品に關する件

(一) 一九四五年九月二日附本司令部一般命令第一號第六項に關し日本政府は要求あり次第米國第六軍、第八軍、第二十四軍團並に米國第五、第七艦隊司令長官に對し總ての武器、彈藥、爆發物、軍裝品、貯藏品及補給品其の他總ゆる種類の戰用品並に日本軍隊の作戰に關聯し日本軍隊又は其の如何なる職員に屬し使用せられ又は使用に供せらるる如何なる備品又は其の他の財產の引渡準備を爲すことを希望せらる「日本軍隊」は總ての日本及日本の支配下にある地上、海上及航空部隊及軍事的及準軍事的組織、編制又は部隊並に如何なる場所にあることを問はず國民義勇隊を含む之等の補助部隊を含むものとす

0334

第三回 二二

兵の數は無意に減少しつつあり、舞  
威、威風を張りて不思議の兵員要求に應じて  
は、遂に敵に付くに及ばぬ危險だ。  
△ フランクネスはアーヴィングのレポート  
スミスは毒剤をアーヴィングのレポート  
アーヴィングのレポートスミスは元軍事  
官向ふスミスは元軍事官向ふスミスは元軍事  
要元首相イオシ・フランクネスは元軍事  
戦争犯人として銃殺剤に處せられた。アーヴ  
トネスは元軍事文アシリル・スミスは元軍事  
シルヴァニア・州知事ケーラグ・アーヴィング  
ンの三名である。

△ フランクネスは判決一オーフタワ郡APR  
共同) 元々トマ研究學會技術エドワード  
メイズロールは二日、公共機密法違反の罪  
に起訴の禁錮を宣告された。

(二) 占領米國軍諸指揮官は本質的又は排他的に戦用又は好戦的演習に使用せられ平時民間の使用に適せざる總ての装備品を破壊すべきことを指令せらる。

占領軍の作戦上の諸要求が達せられたる後は破損せる戦用品よりの屑鐵をも含め本質的に戦用又は好戦的演習に使用せられざる日本軍隊の装備及補給品は朝鮮に於けるものを除き日本政府に返還せらるべし。

(三) 日本国政府内務省は日本の管轄下に返還せらるる資材、補給品及装備品の受領及處置の公的機關として茲に指定せらる。

(四) 右の諸事務の處理の爲日本政府は左記を實行すべきことを希望せらる  
(1) 責任ある日本陸軍及海軍指揮官は所有の總ての補給品資材及装備品の所在目録（一般に物件が占領米國軍に引渡さるへく集積せられる地點と合致する）を用意すべし。

(ロ) 日本国政府内務省は日本政府に返還せらるべき補給品資材及装備品受領の爲代表者を米第六軍及第八軍指揮官及第五艦隊司令長官

○全米黒人委員会に就願  
コントローラー二日、同、全米黒人委員会は二日、監察聯合事務総長トローヴェ。トローヴエ氏に對し米黒在住の黒人が政治・經濟・社會上差別待遇されてゐる事實の調査方を安全保障理事会に上提するやう監視書を提出した。監視書の寫しは別にトルーマン大統領とステニアース安全保障理事会米國代表にも送られたが、トルーマン大統領宛の書翰中で、黒人委員會は次の通り述べてゐる。

貴下の政府は國內より對外政策の兩分野を破棄し、ために黒人の肩に重荷が課せらるるに至つてゐる

の許に派遣すへし之等を受領する爲充分なる人員を日本軍隊に依り引渡されだる場所に於て準備すへし

(イ) 日本帝國政府内務省は受領せる物品の全部に關する記録を保存し總ての補給品、資材及裝備品の最後の消費者をも分明ならしむる如く其の處置を明かにすへし

右記録は聯合軍最高司令官、米占領軍指揮官若は權限ある代表の要求次第之に提供すへし

(ロ) 貿易政府に返還せらるるべき補給品、資材及裝備品は民間救濟の爲のものにして民間人の爲に食糧、衣料及住居（Street）用の必須物資を供給する限度に於て日本民間經濟の復興の爲に充當せらるべものなる

右補給品資材及裝備品の絞上以外の目的の爲の使用は明白に禁止せらる

最高司令官代理副官部高級副官補

「ハロルト、フェア」「中佐

共同 裁會六號 二十一 年六月二日

◎ 檢事側、辯護人側双方の申立て審理  
再開された國際法廷

極東國際軍事裁判は去月十八日以來休庭中であつたが三日午前九時半大川・松岡兩被告を除く東條元大將以下二十六名の被告が出廷して開廷された。まずコーカマン首席辯護人がから最近到着した各被告の米側辯護人の紹介の後、ウェーブ裁判員から起訴状の誤認訂正にて報告、ついで病氣入院中の松岡洋右氏の取扱ひについて辯護人側より「松岡氏の病氣が恢復して出廷出来る時まで審理を延期されたい」と申請し、これにたいしキーナン首席検事は

検事側としては松岡氏がどこに居ても差支へなら、松岡氏の場合にたいする取扱ひは本裁判所條例に明かなところである、松岡氏が出廷しなくても審理を續けると述べさらに同様の申立てが大川周明氏についても行はれ

繰り下

大阪地方復員局總務部長啟

二二八號

昭和二十一年六月五日

第二復員大臣官房需品部長

横、吳、佐  
舞、大、湊 各地方復員局需品部長殿

長官  
總務部長

課附

總務部  
庶務課

燥醬油

是別紙

一量

局第六四九號に依り別表の通譲渡方取計ばれ度

追而

一 拂下は無償とすること

二 各需品部倉庫渡とするも現下の食糧並に輸送事情に鑑み難い  
品部より發送に關しては強力に支援せられ度

三 引揚援護局用の分は統制會社に連絡の上直接同局に荷渡差  
支無きも拂下先は統制會社とす

0340

四 本通牒外に各部に於て別個に拂下を爲さざること

(別紙二括添)

寫送付先

各地方復員局總務部長  
大阪地方復員局需品部長  
農林省食品局長  
引揚援護院長  
全國味噌統制株式會社社長  
全國醤油統制株式會社社長

(終)

0341

二一食局第六四九號

昭和二十一年五月二十六日

第一復員大臣官房需品部長

農林省食品局長

特殊糧食譲渡に関する件

昭和二十一年五月二十三日附一復總務局第四九九號にて申越あつた標記の件に付いては左記の通り決定しましたから御了知下されたい。追而引揚援護院及び全國味噌統制株式會社、全國醤油統制株式會社、關係官貴省と打合せなせるべきに付御含下されたい。

一 引揚援護院 粉噌二六〇屯 粉醬油一〇〇屯  
二 全國味噌統制株式會社 粉味噌五〇〇屯  
一 全國醤油統制株式會社 粉醬油二〇〇屯

0342

## 乾燥味噌拂下表

(単位  
石)

名 品 部 門	當	横須賀	吳	佐世保 舞鶴 大湊	計	拂 下 量	先下拂 用	拂 下	
								一般用	厚生省用
東京	一三〇	一三〇	一〇四	一〇四	二三〇	六〇	一三〇	一三〇	一〇四
神奈川	六〇	六〇	一〇二	一〇二	一六〇	一〇二	一〇二	一〇二	一〇二
靜岡	三〇	三〇	一〇八	一〇八	一三〇	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八
大坂	八〇	八〇	一〇八	一〇八	一七〇	八〇	八〇	八〇	八〇
愛知	一〇	一〇	一〇八	一〇八	一三〇	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八
和歌山	一〇	一〇	一〇八	一〇八	一三〇	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八
兵庫	一〇	一〇	一〇八	一〇八	一三〇	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八
廣島	一〇	一〇	一〇八	一〇八	一三〇	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八
山口	一〇	一〇	一〇八	一〇八	一三〇	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八
德島	一〇	一〇	一〇八	一〇八	一三〇	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八
高知	一〇	一〇	一〇八	一〇八	一三〇	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八
福岡	一〇	一〇	一〇八	一〇八	一三〇	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八
佐賀	一〇	一〇	一〇八	一〇八	一三〇	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八
長崎	一〇	一〇	一〇八	一〇八	一三〇	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八
鹿児島	一〇	一〇	一〇八	一〇八	一三〇	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八
山梨	一〇	一〇	一〇八	一〇八	一三〇	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八
茨城	一〇	一〇	一〇八	一〇八	一三〇	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八
京都	一〇	一〇	一〇八	一〇八	一三〇	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八
計	一〇〇	一六〇	一六〇	一六〇	三〇〇	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇
備考	一拂下先是都府縣味噌醤油統制株式會社とす 二厚生省用とあるは各府縣所在引揚援護局用とす								

(終)

別表第二

## 乾燥醤油拂下表 (単位 売)

	拂下量												各需品部割			
	拂						下						乾燥醤油		拂下	
先下拂							一般用	厚生省用					計			
神奈川	一八	一八					一四	一四	三六	三六			横須賀			
愛知													吳			
神奈川	一八	一八					一四	一四	一四	一四			佐世保			
和歌山													舞鶴			
京都													大義			
福井	二〇〇						二	二					計			
廣島	二〇〇	一〇〇					一〇〇	一〇〇								
山口	一一〇	一一〇					一一〇	一一〇								
青森	一一〇	一一〇					一一〇	一一〇								
福岡	一一〇	一一〇					一一〇	一一〇								
長崎	一一〇	一一〇					一一〇	一一〇								
鹿兒島	一一〇	一一〇					一一〇	一一〇								
計	二〇〇	一〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇

一拂下先は各府縣味噌醤油統制會社とす 二厚生省用であるは各府縣所在引揚援護局用とす	二〇〇	一〇〇	二〇〇													
一	二三二	九二	一〇													
二	九二	一〇	五四	八	二〇											
三	一〇	五四	二〇													
四	二二															
五	二〇〇															

(終)

大蔵地方復員局長官

二復總務局第五六四號

昭和二十一年六月十二日

第二復員省總務局長



0345

外傳三十九號ノ九

余は今世界議會に、ドナウ河その他の各  
海川の流域に流れる自由を復活し、歐洲諸  
國の邊境を確立するとともに、門戸開放  
の原則のもとにソ連も遠慮に参加して以前  
の取扱いを再確立する必將を主張した。ソ  
連はしおりてこの問題については他のバル  
カン諸國と協議し、それはだらだらとにつ  
てゐるが、これはベルカン半島が、ドナウ  
河諸國およびソ連だけの胸心事であるべき  
だとちふことを意味するものであらうか、  
余は彼等がかかるひとり止めの考へ方を固  
持しやうと欲してゐるとは信じられないが、  
この地域にあらてまわめて非地的非政  
治の光があることは認めなければならぬ。

内務省發調第八二七號

昭和二十一年六月五日

特殊物件處理委員會

各委員

殿

内務省調查部長

。

特殊物件處理狀況報告の件

標記の件四月三十日現在に依る調査の結果を御知らせする

0347

## 社会問題ノニ

綱章公園約三十名、新橋、神田方面約五十名で終戦後これらは急速に増加、現在では上野駅附近だけでも五六百名を數へ犯罪の根深と化してゐる。

浮浪の所因 上野駅を中心とする浮浪者へ轉落した原因を見てに戦災によるもののが大多数で男三三五名、女三四名。安堵によるもの男二五名、女七名。復員後就職であるものの二六名。その他貧困、家庭不和、失業などである。

「浮浪者の生活状況」(1)食生活 戰前の浮浪者は戸毎に物乞ひしも多ひはゞ、弟を抱つて歩き廻つたものだが昨今は東北・北陸方面から上京するものか家庭へ食糧を補給するため必ず食物を持つてゐる關係上野、神田などの駅に頻集し汽車辨の廢飯を施され生活するものが多い、その他露店、料理屋、飲食店などで掃除の手替ひ、其割、水汲みなどを行つてその都度感謝を恵まれてゐる者を相莫多い。

特殊物件中主要品目處理狀況調（第一表）

一九四四年三月現在

		食糧		
	品目	単位	聯合軍ヨリ返還ヲ受ケタ數量	配給機關ニ引渡シタ數量
1	米	石	五八九一八五二三	五六九〇四二八八
2	麥	石	四七〇一六二二五	三九七七四一七五
3	雜穀	石	一二三九四五〇六五	一一二一六六四六
4	砂糖	石	九九九九一三〇	九九三七三七二
5	鹽	石	五二〇二〇七三	五一四三二一三

0349

第三回ノニ

定められた人數が連署して解職對象が市町村長であれば府縣廳へ知事へ都府官なら内務省へ退職要求書を出せば審査委員会の審判を経て目的が貫徹されるといふもの

例へば東京都及宮崎某は角々より氏温に副はずと決議が成立したとすると有権者五分の一以上つまり八千鈴程度の連署連判をもつて決議申立て能となるわけだが、これは都民不信任の方けどうかこれに御署名をと通行人に呼びかける同調盛況もみられやう

この制度がはじめて取上げられたのは一八五二年のスイスだがアメリカは一九一二年ドイツは一九一九年それぞれ国民投票の一種として採用されて來たが事實上では他の適用された程度で今回の公選挙が全面的公選挙されることともいはばまさに世界で最も進歩的かつ民主的とばかり立派に當つた内務省でも自慢してゐる

石 油 類 及 燃 料							
						品 目	単 位
8	7	6	5	4	3	1 漆 油	合計ヨリ返還ヲ受ケタ数量
コークス	石 炭	アルコール	其ノ他ノ石油類	重 油	灯 油	六一、二二、四 九二、一九 一〇、六〇、三 一一、一六、三 二六、三二、二 二三、四七、一 二〇、四〇、五 一一、九七	五四、五八、六 五四、六六 一〇、四一、五 二八、四一、五 三〇、一〇、五 六一、九三、三三、七 七三、五六、二 六三、五八、六
"	"	"	"	"	"	六一、二二、四 九二、一九 一〇、六〇、三 一一、一六、三 二六、三二、二 二三、四七、一 二〇、四〇、五 一一、九七	配給機關ニ引渡シタ数量

0351

共同 社會六號 廿一年六月十日

◎農村電化へ簡便な新方法

1 大地利用低壓配電の試み

（松江）中國配電島根支店では農村電化の資材難緩和の新手として大地利用低壓配電を採用することに着つた。從來高壓配電には大地利用が試みられた例があつたが、低壓配電では前例を試みたのはほどなく東郡片江村で二馬力電動機で二百米距離の配線に利用したこと、三線使用の普通配電となんら變らぬ能力をあけることが判つた。その方法は普通電力配線に三線配線するのを二線節約して兩端にて二線を突込みだけて送電するもので、電力は三百ボルト以下大體を通するものは五アンペア以下二・六ミリ以上のゴム絶縁接地線をグラベイト板または銅コイルを二箇以上通盤として一・五米以上埋設し接地抵抗を十オーム以下とするが

（翻譯）

品目	原素	材	単位	聯合軍ヨリ返還ヲ蒙ク本數量	配給機關ニ引渡シタ數量
銑鐵	鐵	社	社	一六七九一九三	一五一七四三五〇
普通鋼	鋼	社	社	六九七六七九七九九	一三六六二四七〇八
錫・殊銅	銅	社	社	七八六二六〇九一	七〇一四三三七〇
釘針	金	社	社	五六七四八一一〇	五五四三五四五八
鐵線	金	社	社	一八〇八二七三	一四九八二六五
ワイヤロープ	金	社	社	八六三一二六六	七三五一〇九九
銅地金	金	社	社	九八一六八五四	九五七六七七五

0353

非戦翼児童は二十七名中の大名たがその作文  
は一隻は中學校大學ため四九つはな科學者に  
なむたぢ、「」父母の故へをよく聞かてえらぬ  
人にをすとおどきはと詞ら題目にな  
る抽象的な幼ち夢をぢられてゐるのに反して戦  
翼児童は「僕は運転のドリバだが、か  
ら本業したち自転車を習ひます。またある、或  
児童は「運転の舟で。」と作つて上手  
にやきてお母さんにはめられぬよ」と。  
まくわかつたらシテ下をつてお母を歸りま  
す。」「難點の野球が上手に打ります」と。來  
年はもうひとつとくさん作ります。」「こ  
ふ上うを告げて現實の生活の中からにじみ出  
てたはつきりてに目的を見せてゐる

9	銅合金	"	八二〇四七〇九八	八一、八四九三六五
10	伸銅品	"	一四〇二八二一五	一三九七七四〇三
11	電線	"	一三六八八三九四	一〇一〇七七六三
12	羊毛	"	二九四三五六〇	二三六九五〇四
13	綿糸	"	三五八八八一五	二九六〇七三五
14	コム	"	八四七六	三四一五
15	木類	"	二八八六七	
16	皮革	"	五二〇四五二〇五	
17	紙	"	四二一二二〇〇八	一三三一〇五五〇

0355

卷之三

古文真賞

◎ 楊氏學記卷之三

特殊物件中主要品目處理狀況調査(馬上表) 一九四六年三月現在

				被	
		品目	單位	聯合軍ヨリ返還ヲ受ケタ數量	配給機關ニ引渡シタ數量
1	略	帽	點	四〇八六一四〇	三〇五六三六九
2	冬	衣	"	三三二五五九八	二八三六五四三
3	冬	袴	"	四一〇四五一八	三三〇六六三三
4	冬	襪	"	四八一二八六五	四〇〇五三四〇
5	冬	袴下	"	四六三〇八四六	三九〇五六〇一
6	夏	衣	"	三三〇九一三八	二二九〇四〇八
7	夏	袴	"	三一一六三四二	二三六二二一八
8	夏	襪	"	七〇八五三七五	五七六九七三三

0357

四  
〇

卷二十一

の問題を抱いて、更に實地調査をやうて必擧なし  
として實付したまつたため、再びと區との間  
に新學を起し立たどりてゐる。町長は、  
國程長が生じた生活實相の調査に着手したので  
設立會を主導して、  
新學の實地調査狀況に生じた應急案（當時と  
同様の現象）を記述する者を相當あり立たる有  
限会社の要請で、該會の經理課が立ちあら  
はうよつて要請調査の經理課が立ちあら  
ば、國の組織上、手前の方があつた事と馬へ  
だ。あの家が立派なれどものもあつた  
事。而後は、立派な大家庭で、「教諭先生は、お

17	16	15	14	13	12	11	0	9
蚊帳	地下足袋	編上靴	毛布	手袋	靴下	雨外袴	外袴	夏袴下
帳	"	足	枚	双	足	"	"	"
			六三八三五七〇	五七三七三〇三	一〇二五六九一五	一一五九四七七	一〇七三三八八	五八七〇六八四
								八一〇二〇四
								八三七九四九
								八八六七九四一

共四  
正會十三號  
吉一年六月十日

◎十餘町歩の水作大に開放  
（浦和）村長が種苗を賜入ながら去る三月末  
までにうち早く毎米を完納もした埼玉縣南埼玉  
郡日暮村の農業會長桂谷境一氏は旗下の實糧  
農情より即ち農耕の無務を痛感する様と  
在所者の十餘町歩を全部無償で水作小作  
してゐた齊藤さん他二十餘名に最高八步  
最低一歩五畝を開放したので水作人一同は  
非常の感激で麥の栽培を田外完納し上りと田  
下取り入れに大意をつてゐる

後  
一  
ノ  
五  
丁  
本

		車輛及船舶		聯合軍ヨリ返還タ受ケタ數量	配給機關ニ引渡シタ數量
	品目	単位			
1	乗用車	臺	二六五五	一三〇二四	一八九二
2	トラック	臺	一六〇七六	六一	三〇
3	汽船	隻	一六七	八〇四	八〇四
4	機帆船	〃	三四二	八〇四	八〇四
5	其他船舶	〃	五三九一	八〇四	八〇四

0361

## 國會七號ノ三

この「山羊座」は古來智と靈應深考の象徴とされ、新月の再興、直鏡刀と同情を、金剛は無邪氣、協調、神秘、慈愛を、また士魂は正義、忍耐、沈着をそれぞれ意味してゐることから考へても明仁天皇太子陛下が七千五百萬の日本人にとつてよき道德的指導者としての資格をもたれてゐるわけだ

前

二

丁

ス

特殊物件中主要品目處理狀況調（第三表） 一九四六年三〇現在

品目		其	他	
品	目	單位	聯合軍ヨリ返還ヲ受ケタ數量	配給機關ニ引渡シタ數量
1	醫藥品	圓	一三七一八三八九八	三九一六七一七七
2	解体兵器	挺	三五三二七〇	
3	同 （非 鐵 金 屬 右）	同 （ 鐵 銅 ）	五五九一〇	

0363

社會七  
四

卷之三

植原謹候  
安樂平和尊好者として通用する人間を敬  
仰するやう説度を改めし

大藏經

御邊見御もつともぞあ

三

珠吉の仕事は言論問題の解決であります。珠吉は木村さんほど力を方針が良いと感心する。

本居宣長  
眞理を發揮せしむることであるが眞理は  
他の學んだ路筋でそれを少しおきしてゆく  
道筋にはあらずする。

失業工賃也曰取經  
取經内訌はどの位の壽命があるか

卷之三

粵殊中主要品目處理狀況調（三四表） 一九四六年三〇現在

施設處	品目	單位	地	地
			聯合軍ヨリ返還ヲ受ケタ數量	配給機關ニ引渡シタ數量
1.	土地	町	二三八六八七	二五八〇八
	施設			
	品目	單位	聯合軍ヨリ返還ヲ受ケタ數量	配給機關ニ引渡シタ數量
	施設處			
	六一四	四五一		

10

0365

◎ 勝頭陳述とは

東京裁判は國日キーナン檢舉の勝頭陳述によつて本格的審理に移つた。勝頭陳述とは不英法の裁判手續の一つであるが日本の裁判で始めてに檢舉が公訴権實を陳述するのとは少し趣が違ふ。ところは今度の裁判は檢舉國から起訴状が提出され二十八名の被告に同時に手控され法廷でも同様開闢された。これにて各被告とも「無罪」を主張し、檢舉國側ははじめ被告は「有罪」であるとの事実を繰り挙げて主張。公訴権實に關する陳述をする。これが勝頭陳述なのである。またこの檢舉の勝頭陳述たゞし辯護國側から辯護のためのギーナン檢舉の勝頭陳述によつて東京裁判は本格的に軌道に乗つた體である。

後一回も了か

備考

一、「聯合軍ヨリ返還ヲ受ケシ數量」とは聯合軍から返還目録に基いて正式に返還せられた數量。終戦時直放出物件にして聯合軍より摘要せられ返還を受けた數量及び終戦時九月二日迄の間に於ける車放出物件にして政府に於て回収した數量の總計である。

二、醫藥品は二月末現在に於て、小賣價格をもつて表示した。尙茨城、千葉、東京、新潟、山梨、京都、大阪、岡山、熊本、大分、宮崎、鹿児島の一都二府九縣は報告未着の爲に除外されて居る。

三、原素材「聯合軍ヨリ返還ヲ受ケシ數量」は聯合軍よりの返還リスト所載の數字の蒐計にして、現物を検收した結果の數量ではない。

四、被服類「末端消費者ハ手ニ渡リタル數量」は、聯合國軍最高司令部の命令によつて備蓄中の被服をも含めたものである。

五、自動車・船舶の末端消費者の手に渡つた数が少いのは、破損したものが多いたことにによる。

◎埼玉の開墾進歩

(浦和)食糧難打開のため軍用地開墾は復員者、戦災者などの農業集團共同作業によつて進歩ぶりを示してゐるが五月末までの入植者は五百八十九戸二千二百六十三名に達し、これらの人々の努力により開墾の八十ヶ所歩開墾完了をはじめ狭山八十町歩、十八町歩開墾完了をはじめ狭山八十町歩、新ヶ谷四十七町歩など約五百一町歩の畑が開墾されうち三百余町歩には日下麥、薯蕷、芋稻などが植へられ収穫を待つばかりとなつてゐる、また坂戸町の百六十町歩の開墾は六月末までかかる見込みであるが縣當局では豫定面積八百六十八町歩を運くも九月末までに完了するよう極力入植者の斡旋に努めてゐる。

後、一、四五

了 ウ

阪 警	第	號	需品部長	管業部	別紙	總務部長	總務部長	總務部長	總務部長	查閱	淨書	校合	月	日發付
海			川山			文書 日附 昭和十五年六月十八日 發								
軍							總務部長							

二箇統三方一師の二十六官廳に保管を換とする  
特殊物件の總理移置に關する件の取締の互易  
と總理部長に持定をせられた。

(五)

西大38 泰納

0369

大阪地方復員局長官殿

二復経主第一号の二六

平成二十一年六月十三日

第二復員省總務局長

第二復員省經理局

總務部長

官

總務部員

各地方復員局長官殿

官廳に保管換をする特殊物件の經理措置に関する件  
首題の件に關し別紙計發第一四八號の通り通牒があつたが同通牒  
に依り該項續事項に於て處理するから特殊物件の取得及使  
用に關し毎月取經より別紙様式による報告書四通を翌月十五日まで  
該務課（第二復員省經理局（主計課））に送付されたい

課  
附

又  
文付する等の場合を含む廣義のものである  
場合のみはず工事又は物品の製造用として當該請負者に  
（本文所定の毎月報告は六月份以降にづき行い本年五月以前  
分については三月以前と四五月に區分しなるべく速に送付されたい

0370

寫送付光

大藏省主計局長、内務省調査部長、海運総局長官

仙台、東京、大阪、京都、廣島、熊本、各財政力局長

青森、神奈川、京都、廣島、長崎、石川、福井、兵庫、大分、各縣知事

東北、關東、近畿、中國、九州、各海運局長、神戸海運管理部長

大湊、横須賀、舞鶴、吳、佐世保、各海運支局長

(終)

0371

別紙様式

昭和

年 月 日

地方復員局

第二復員省宛

艦艇器材(修理費)等(修理用)報告

品 名 稱 呼	數 量	單 價	金 額	備 註
合 計				
差 額				
引 用 費 又 は 可 以 支 出 費 用 額 等 項 目 列 出 し て 置 け る				

備考  
一、艦艇造修用資材と備用品用資材とは各自別紙とすること。  
二、引取經理が特定の物品下特記した如きは該物品の該當欄に  
其の金額を記入すること。

0372

一 繼めにして費用が掛つたものは一括して記入すること  
二 故品、損耗品、過格外品の場合は記事欄にその旨記入すること  
三 使用報告に於ては復貿易直接使用、復貿易契約の工事又  
四 物品の製造用として當該請負者に交付、中央契約の工事又  
又は物品の製造用として中央の指示による當該請負者に支  
付等の区分に従い夫々〇、△、※印を品名又は数量欄に記  
入すること

0373

計發第一四八號

昭和二十一年五月二十三日

(寫)

大藏省主計局長 野田卯一  
内務省調査部長 青木秀夫

殿

官廳に保管換をする特殊物件の経理措置に関する件

標記の件に關しては記によつて處理することとなりたから驚と御了承の上御實行相成りたい。命によつて通牒する

記

- 一 特殊物件を直接官廳で使用するため、これは保管換を行ふ場合は、その経費所屬が一般會計のときは無償、特別會計のときは原則として有償とする
- 二 無償保管換の場合は、特殊物件を取得する官廳（以下計受官廳と稱す）は、その年度の豫算についてその物件を購入するに必要な金額に相當する額を不用額として處理すること。此の場合その豫算が繼續費

0374

であるときはその物件の購入に関する経費を計算してある年度の豫算にて、左の處理を行ふこと。

前項の場合の特殊物件の價格については、第三號第一項に準じて定められ、第一項の不用額の計算について、特殊物件の價格からその引取に要する費用、修繕等を要する費用、其の他必要已むを得ない費用を差引くことを得ること。

不用額を決定したと並び、その金額と計算證明書とを特殊物件の引渡し（以下引渡官廳と稱す）を経て大藏省主計局及び内務省調査部に通知すること。

三、荷償保管換の場合の特殊物件の價格は、受渡の際における公定價格、公定價格のないものは公定價格を参考として定め、時價を基準とする。定めること、但し貯蔵品及び過格外品についてはその程度に応じた減額を行ひ得ること、又その物件の引取等に特別の運賃等を要するときは、その運賃を控除し得ること。

引渡官廳は前項によって保管換の價格を決定して、その旨を引受官廳及び内務省調査部に通知し、更に引受官廳に納入告知書を發すること。  
引受官廳は該納入の告知に基いて、歳入に納付の手續をすること。

第一項の保管換價格の決定、特に賃價、減價引取に要する運賃等の計算に關しては要すれば引渡官廳に關係者を以つて打合會場を設ける等適正に實施すること。

四 原素林關係特殊物件の經費措置については、別に定めたところによること。  
は特殊物件は昭和二十一年勅令第六百三十三號第三項によつて、地方公共團体が貸與を受けて使用する場合は格別、これを地方公共團体に附下さる場合に終て有償とするものであることを念のため申添へる。

寫

昭和二年七月一日

大日本國  
農業部  
農業試驗場  
水產試驗場  
入鑑

鑑定書  
水產試驗場

大阪財勢局長殿

特殊物件拂下説明書

和洋兼用  
新式  
左記特殊物件  
萬古店  
拂下  
此段  
萬古  
特殊  
拂下  
此段  
萬古  
特殊  
拂下

萬古  
特殊  
拂下

名  
目  
類  
稱  
呼  
稱  
手  
標

古文書建物及附屬品	右	七〇	坪	古文書建築用
合	右	一一〇	一	約古今文庫建築用
合	右	一一〇	二	自動車之庫建築用
	一〇〇	一一〇	〇	社員合宿建築用
	"	"	一	水

0378

後見の文書

昭和二十年七月一日



大阪市北區之田町檢査課

日本土木建設株式会社

居屋山原



局  
長

大阪府知事 謹

特許付押下請水書

16

平和生産用トヨタ式特殊鋼管、度又名對接管子製造販賣段  
及金屬管件等的製造、並謹此以此種而為驗收

尚請諸君賜厚書一通、御行方之特許證候

廣務課長

記

島

日

員數略呼

摘要

字

0379

事務用机

合 椅子

書類戸棚

金 座

應接用椅子

同 椅子

邦文椅子

英文椅子

卓上交換機

壁掛交換機

二〇

脚

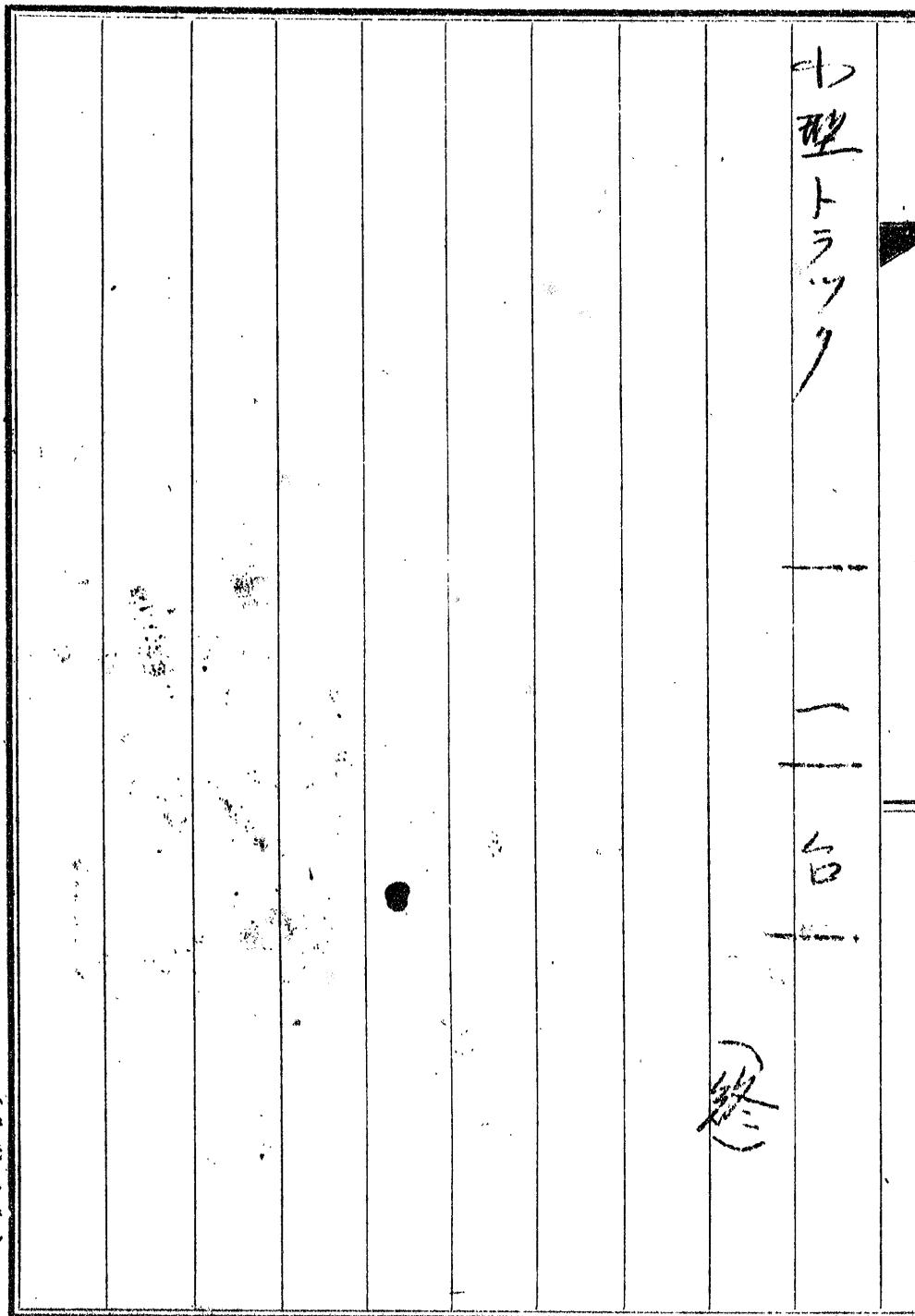
三 六 一 一 八 二 二 五

" " 台 脚 "

(半紙十行)

電氣交換台	一	
電線及附屬物	三〇〇	台
電燈線及附屬物	二〇〇	燈
炊事用具	一〇〇	人分
度量器具(尺及掛尺)	一〇〇	社員合宿用
墨(中古)	一〇〇	
トランシーバ	一〇〇	
大型トランシーバ	二	台
機械材料等	一	

0381



(半紙十行)

0382

局長

兵庫物送第六七號

昭和二十一年七月十一日

217-13

0383

アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

<http://www.jacar.go.jp/>

需品部員

需品部長

課附

廢務課長

總務部員

總務部長

後方復興局

軍還物資家具有番類  
拂下結果報告の件

某に貴局へ対し拂下げたる標記物件につき、結果報告書  
を七月十五日迄に必着を期し提出すべし旨十日附通牒  
たが、尚之に手價査定の必要があるので再度別紙備  
考より報告書を作成の上、至急提出されたい

兵庫縣經濟部長

(様式)

品目	種別	数量	単位	申告書
機械	台	枚	寸	付下
又欄八記入	斗	五脚	尺	結果報告書
		一三尺	呎	付下
		二四尺	丈	申告書
		二五尺	丈	付下
		X	尺	業者登録
		X	寸	販賣及高額品
				輸出及高額品

特殊物件引取結果右の通り報告致します。

昭和三十一年五月四日

引取人  
住所  
氏名



庫縣軍需還物資處理第號局長啟

0384

同上  
同上  
同上  
同上  
同上  
同上  
同上  
同上  
同上

七月十日

同上  
同上  
同上  
同上  
同上  
同上  
同上  
同上  
同上

七月十一日

同上  
同上  
同上  
同上  
同上  
同上  
同上  
同上  
同上

七月十二日

同上  
同上  
同上  
同上  
同上  
同上  
同上  
同上  
同上

七月十三日

同上  
同上  
同上  
同上  
同上  
同上  
同上  
同上  
同上

品目	種別	数量	寝合類押下結果報告書
蒸氣金鑄鉄製壺	金型	四	同上
高麗蒲團	金型	參〇〇	同上
ホーリー蒲團	金型	壹	同上
特種物件引取結果右の通り報告致し候	同上	六斗此餘角	同上
昭和三年五月六日	同上	二斗此餘角	同上
方西希至北洋二月十九	同上	同上	同上
方西希方復昌高神經部長	同上	同上	同上
軍械庫(軍需)運物處處理事務高神經部長	同上	同上	同上

海軍

0385

阪警 18 第二号

海軍

至急

司令長官

審議場

御用參

主務

查閱 淨書 校合  
大正 七月 13 日發付

文書  
日附 昭和 2 年 7 月 10 日 發

13 日起案

西大38 奏納

0386

アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

<http://www.jacar.go.jp/>

寫

控

引取人

西宮市役所

特殊物件引取結果報告書

大陽地元復興局補助部  
復興事務官 松本幸七

(印)

三会人

西宮警察署

特殊物件引取結果

左記之通及報告候

摘要

引取後

保管場所

元保管場所

リスト面

引取結果

無保管場所

リスト外

実取量

無保管場所

薬莢釜 大

小

中

大

同

小

中

大

薬

莢

釜

大

中

小

ホウ

蒲団

大

中

小

中

大

中

大

大

中

小

中

大

中

大

中

大

大

中

小

中

大

中

大

中

大

大

中

小

中

大

中

大

中

大

大

中

小

中

大

中

大

中

大

大

中

小

中

大

中

大

中

大

0387

兵庫縣軍需處第十九號疏

昭和二十二年七月十日

局長

兵庫縣

經濟部

財政司

部長

下長

總務部長

地方復員局

販賣

總務課長

總務部

返還物資中、家具木器類拂下

司結不報告書督促一件

庶務課長

附

課長

需品部長

需品課長

需品部員

需品部員

需品部員

需品部員

需品部員

需品部員

需品部員

葉蕪

同

燕金大元

同

數量

枝、個、隻

物件所在場所

本件關之于聯合軍總司令部へ報告  
特此陳重了了配慮乞願いたる為念申添ふ  
對之拂下けたる標記物件之  
上に依着乞願し當事務局長宛

大阪地方復興公團事務局長

阪復總第七七三號（七月十三日  
阪復總第七六〇號關聯）

七月十八日送付

（兵軍物處第六七二號關聯）

烹炊器具及寢具類拂下結果報告書

品目	種別	數量	寸法	製造業者
			間口 奥行 高さ	最高販賣價格
			寸	組合又ハ 販賣價格
蒸氣釜	鑄鐵製大型	四	六斗炊飯用	
同	同	壹	二斗炊飯用	
蒲團	小形	參〇〇		
蒲團	寢臺用蒲團	參〇〇		
力ボツク蒲團	參約床用蒲團	參〇〇		

特殊物件引取結果右の通り報告致します

昭和二十一年五月六日

引取人 大阪市東區北濱二丁目一九  
大阪地方復興公團事務局長殿

兵庫縣軍需返還物資處理事務局長殿



0389

長官

陸復總第三五五號

昭和二年三月十六日

大阪地方復興局

總務課

兵庫県知事啟

登記簿  
海關  
稅金  
發行

文西宮御幸御室隊所有物件返還一件申請

當局陛下、上陸地連路所(田辺、由良、大阪)自下急速整備中大丸  
之西宮御幸御室隊所有、其紀物件、右移附上地ヨリ急速大手  
國難、毛上所望中、一元一有之付、就ノ此、除呈歩共六ヶ支空  
用上、送還方法取計得度

追々神戸上陸地連路所、強運事一と並大御事急急申請候

記

品名	数量	珍奇料金	記事
蒸氣釜	大型一七	文無堂隊炊事所多角	

八月一日

海軍

荷物取扱業者	英國布	一式
長卓子	百十個	一式
被服等	三個	地下室移設中止
寫真機		
西赤壁寒暖器		
大陽電線		
東西洋院總長		

0391

附復總第三五五號

昭和二十一年三月十六日

大阪地方復員局總務部長

兵庫縣知事殿

元西宮海軍航空隊所有物件返還ノ件照會

當局管下ノ上陸地連絡所（田邊、由良、大阪）ヲ目下急速整備中ナル處  
元西宮海軍航空隊所有ノ左記物件ハ右整備上他ヨリ急速入手困難ノモノ  
ニシテ所望中ノモノニ有之候ニ就テハ此ノ際是非共之ガ充當用トシテ返  
還方御取計ヲ得度

追而神戸ニハ上陸地連絡所設置豫定無キニツキ念ノ爲申添候

記

海軍

(不三納)

0392

0393